

空き家バンク移住応援補助金のご利用について

村上市では、**空き家バンクを利用して物件を購入し、村上市外から移住された方を対象に、予算の範囲内で改修費の補助を行っています。**

▶ 補助金を利用できる方の条件

次の全ての条件を満たさなければいけません。

- ・物件購入時点で村上市外に住所をおいていた方
- ・物件購入後（※）、1年以内に入居した（する予定）の方
- ・物件購入後、1年以内に改修工事が終わる方
- ・補助金を申請した年度内に、改修工事が終わる予定の方
- ・申請者や家族の方が、村上市税を滞納していないこと
- ・申請者や家族の方が、この補助金をもらっていないこと

※物件購入後とは、不動産取引の売買契約が結ばれた日からとしています。

▶ 補助金の対象経費

次の改修工事にかかる経費が対象です。

- ・物件の主要構造部、トイレ、浴室、台所など生活するために必要な工事
- ・耐震補強工事
- ・市内に事業所がある法人または個人が行う工事

<注意事項>

- ・改修する部分が、村上市の他の補助金や交付金などの対象になる場合は、その部分は対象外です。
- ・母屋に接しない部分の改修は対象外です。（例：塀、小屋、車庫など）
- ・備品の購入にかかる経費は対象外です。（例：冷蔵庫、テレビ、机など）
- ・申請前に改修工事を行ってしまったものは、補助金の対象外です。

▶ 補助金の交付額

移住してくる世帯が何世代かで補助率が変わります。（元々村上市に住んでいた方と同居する場合は、村上市外から移住してくる世帯が何世代かで計算します。）

- ①単世代の場合→補助対象経費の1/3以内
- ②2世代の場合→補助対象経費の1/2以内
- ③3世代以上の場合→補助対象経費の2/3以内

いずれの場合も、補助金の額は千円未満（下3桁）切捨てとし、上限額は100万円です。

単世代とは？

→本人のみ、夫婦など



2世代とは？

→親と子どもなど



3世代とは？

→親と子どもと祖父母など



▶ 申請手続きの流れ

①市役所への事前相談
どんな工事をするのか、その工事が補助金の対象になるのかなどを話し合います。

②施工業者への依頼
ご希望の市内の施工業者を決めて、改修工事の見積書や設計図を作ってもらいます。

③補助金の申請
以下の書類を提出してください。

- ・交付申請書
- ・建物売買契約書のコピー
- ・改修工事設計図のコピー
- ・見積書のコピー

※場合によって物件購入時点の住所が確認できる書類をお願いすることがあります。

- 申請書などは、市役所の窓口や郵送で配布しているほか、村上市のホームページから印刷できます。
- 申請書類は、窓口に直接お持ちいただくか、郵送で提出してください。
- 印鑑は、インク浸透印（シャチハタ等）以外のものを使用してください。

④市から補助金の交付決定通知書の送付

この通知より先に工事を始めてしまうと、補助金がもらえません。

⑤改修工事の実施

工事の途中で金額等に変更があった場合は、⑥の前に変更があったことを市役所に知らせ、次の書類を提出してください。提出後、変更の交付決定通知書を送ります。

- ・変更・中止（廃止）交付申請書
- ・改修工事設計図のコピー（変更後のもの）
- ・見積書のコピー（変更後のもの）

①～⑤までの流れを、物件購入後1年以内または申請した年度の年度末までに行わなければいけません。

⑥実績報告書兼請求書の提出

改修工事が終わったら、次の書類を提出してください。

- ・実績報告書兼請求書
- ・領収書または請求書のコピー
- ・改修後の写真

⑦市から補助金の確定通知書の送付

補助金は、金額の確定後15日以内にお支払いします。

▶ 申請書類の提出先・お問い合わせ先

◆村上市役所 むらかみ暮らし推進課 移住定住推進室

住所：〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

TEL：0254-53-2111（内線2701・2702）

FAX：0254-53-3840